

関東始良市ふるさと会会則

(名称及び構成員)

第1条 本会は、関東始良市ふるさと会と称し、関東圏域において組織されている関東始良町会、東京加治木会及び関東蒲生会（以下「出身地区別ふるさと会」という。）の会員及び関東圏域に在住する始良市出身者並びに始良市出身者から推薦のあった者をもって構成する。

(目的)

第2条 本会は、会員の連帯と親睦を図るとともに郷里との絆を深め、もって郷里の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の親睦、連帯感を図るための諸行事の開催
- (2) 郷里始良市の観光・物産キャンペーン等への協力
- (3) 関東始良市おどり連（以下「おどり連」という。）への支援
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(会の経費)

第4条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会員から徴収する会費
- (2) 各行事の参加者負担金
- (3) 寄付金

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----------|-----|-----------|----|----------|----|
| (1) 名誉顧問 | 1人 | (2) 会長 | 1人 | (3) 副会長 | 3人 |
| (4) 幹事長 | 1人 | (5) 副幹事長 | 2人 | (6) 事務局長 | 1人 |
| (7) 副事務局長 | 2人 | (8) 会計 | 1人 | (9) 副会計 | 2人 |
| (10) 幹事 | 若干名 | (11) 会計監査 | 2人 | | |

2 前項第1号に定める名誉顧問については、会長が始良市長に委嘱するものとする。

3 第1項第10号に定める幹事については、出身地区別ふるさと会の役員を充てるものとし、各出身地区別ふるさと会夫々5人以上とする。

4 第1項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合、次の役員を置くことができる。

(1) 名誉会長

(2) 顧問及び相談役、参与

(役員任期)

第6条 役員（会計監査を除く。）の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了に伴う後任選任において、後任就任までの間、その職務を担うものとする。なお、辞任においても、この例による。

3 役員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出方法)

第7条 会長は、原則として本会を構成する出身地区別ふるさと会から選出し、総会の承認を得るものとする。

2 副会長は、出身地区別ふるさと会の代表者（及び出身地区別ふるさと会から選出され会長が承認した者）とする。ただし、前項の規定に基づき選出された者を除く。

3 幹事は、出身地区別ふるさと会会長の推薦により、会長が委嘱する。

4 幹事長、事務局長及び会計は、幹事の互選により選出する。

5 選出された幹事長、事務局長及び会計は、それぞれ副幹事長、副事務局長、副会計を指名する。

(役員任務)

第8条 役員は、次の各号に掲げるとおりとし、本会の目的達成のために行う各種事業の企画立案及び運営に対する支援・協力、総会に提出する議案の審議を行う。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代行する。

(3) 幹事長は、幹事会の会務を総括する。

(4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときはこれを代行する。

(5) 事務局長は、本会運営全般に関する事務を行う。

(6) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代行する。

(7) 会計は、本会の会計事務を行う。

(8) 副会計は、会計を補佐し、会計に事故あるとき又は欠けたときは、これを代行する。

(9) 幹事は、会の実務に協力する。

(会計監査)

第9条 本会の会計監査を行うため、会長は、本会会員の中から会計監査を選出し、役員会の承認を得るものとする。

2 会計監査の任期は4年とし、欠けた場合の後任の任期は、前任者の残存期間とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、会長の指名により関東圏域に置く。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、及び幹事会とする。

2 総会は、毎年1回開催することとし、会長がこれを招集する。

(1) 総会における議決事項は、会長人事、会則の改廃、予算決算及び事業計画とする。

(2) 役員³の3分の2の要請に基づき、臨時の総会を開くことができるものとする。

3 役員会は、第5条第1項第2号から第9号に定める役員で構成するものとし、必要に応じて会長が招集し、役員の改選、幹事会からの報告事項等本会の重要事項について審議する。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長がこれを招集する。

(1) 幹事会の審議事項は、総会への提出議案、事業の実施及び運営、その他本会の必要事項とする。

(2) 幹事会の審議・決定事項については、会長及び役員会へ報告するものとする。

(3) おどり連の代表者は、幹事会に出席できるものとする。

5 前項までに定めるもののほか、出身地別ふるさと会役員の連絡総会を必要に応じて開催できるものとし、会長がこれを招集する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員会への委任)

第13条 この会則に定めのない重要な事項については、役員会で定めるものとし、総会に報告する。

附 則

1 この会則は、設立総会の議決により、その効力を発する。

2 本会の初年度の会計年度は、設立総会の日から翌年3月31日までとする。

3 この会則は、平成30年4月1日から施行する。

以上